

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 5 年 1 月 20 日付 4 県央振保第 346 号、同第 347 号、同第 348 号及び同第 349 号で行った公文書不開示決定（公文書不存在）（以下、第 346 号による処分を「本件処分 1」と、第 347 号による処分を「本件処分 2」と、第 348 号による処分を「本件処分 3」と、第 349 号による処分を「本件処分 4」といい、以下 4 件の処分を「本件処分」と総称する。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和 5 年 1 月 9 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、以下の内容について、開示請求（以下、①の請求を「本件開示請求①」と、②の請求を「本件開示請求②」と、③の請求を「本件開示請求③」と、④の請求を「本件開示請求④」といい、以下 4 件の請求を「本件開示請求」と総称する。）を行った。

- ① 大村高等学校が令和 4 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間に学校保健安全法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の規定に基づく結核健康診断を生徒を対象に行った結果として、県央保健所に同年 7 月 11 日までに提出があった感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下「感染症法施行規則」という。）第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料一式
- ② 大村工業高等学校が令和 4 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間に学校保健安全法又は感染症法の規定に基づく結核健康診断を生徒を対象に行った結果として、県央保健所に同年 7 月 11 日までに提出があった感染症法施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料一式
- ③ 大村高等学校が令和 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間に学校保健安全法又は感染症法の規定に基づく結核健康診断を生徒を対象に行った結果として、県央保健所に同年 7 月 12 日までに提出があった感染症法施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料一式

- ④ 大村工業高等学校が令和3年4月1日から同年6月30日までの間に学校保健安全法又は感染症法の規定に基づく結核健康診断を生徒を対象に行った結果として、県央保健所に同年7月12日までに提出があった感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料一式

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、以下の理由により、令和5年1月20日付けで本件開示請求①について本件処分1を、本件開示請求②について本件処分2を、本件開示請求③について本件処分3を、本件開示請求④について本件処分4を行い、審査請求人に通知した。

(1) 本件開示請求①

感染症法の規定に基づく結核健康診断を大村高等学校が令和4年4月1日から同年6月30日までの間に生徒を対象に行い、感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料を県央保健所に提出したという事実はありません。なお、学校保健安全法の規定に基づく所掌事務の所管は保健所ではないため、当該事務にかかる資料については、県央保健所には存在しません。

(2) 本件開示請求②

感染症法の規定に基づく結核健康診断を大村工業高等学校が令和4年4月1日から同年6月30日までの間に生徒を対象に行い、県央保健所に同年7月11日までに提出があった感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料は存在しません。なお、学校保健安全法の規定に基づく所掌事務の所管は保健所ではないため、当該事務にかかる資料については、県央保健所には存在しません。

(3) 本件開示請求③

感染症法の規定に基づく結核健康診断を大村高等学校が令和3年4月1日から同年6月30日までの間に生徒を対象に行い、県央保健所に同年7月12日までに提出があった感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料は存在しません。なお、学校保健安全法の規定に基づく所掌事務の所管は保健所ではないため、当該事務にかかる資料については、県央保健所には存在しません。

(4) 本件開示請求④

感染症法の規定に基づく結核健康診断を大村工業高等学校が令和3年4月1日から同年6月30日までの間に生徒を対象に行い、県央保健所に同年7月12日までに提出があった感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料は存在しません。なお、学校保健安全法の規定に基づく所掌事務の所管は保健所ではないため、当該事務にかかる資料については、県央保健所には存在しません。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和 5 年 1 月 24 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 結核とは、感染症法第 6 条第 3 項第 2 号に掲げられた「二類感染症」である。感染症法第 53 条の 2 第 1 項において、「学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長（中略）は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。」とされている。大村高等学校及び大村工業高等学校は、「学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）」であり、各学校の長は、対象者に健康診断を実施する措置義務がある。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（以下「感染症法施行令」という。）第 12 条第 1 項で、具体的に、「法第 53 条の 2 第 1 項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度」と列挙されている。つまり、二つの学校のいわゆる一学年の「児童生徒等」に対して、感染症法の規定に基づく健康診断を学校の長が実施しなければならない。そして、学校保健安全法施行規則第 5 条第 1 項本文の規定に基づき、「法第 13 条第 1 項の健康診断は、6 月 30 日までに行うものとする。」とされている。

- (2) 感染症法の健康診断を実施した場合、感染症法第 53 条の 7 第 1 項として、
「健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第 53 条の 4 又は第 53 条の 5 の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。」とされている。そして、対象文書は感染症法施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料であり、「定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、法第 53 条の 2 の規定によって行った定期の健康診断及び法第 53 条の 4 の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の 10 日までに、法第 53 条の 7 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。」とされている。つまり、健康診断実施日を含む月の翌月 10 日までに、二つの学校の所在地を所管する保健所あてに提出すべき文書である。すなわち、令和 4 年 4 月実施分は同年 5 月 10 日又は翌開庁日までに、同年 5 月実施分は同年 6 月 10 日又は翌開庁日までに、及び同年 6 月実施分は同年 7 月 10 日又は翌開庁日までに、と定期的に報告されているはずである。よって、本件処分の「公文書を保有していない理由」の「感染症法施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料を県央保健所に提出したという事実はありません。」とする主張は不合理であり、本件処分では対象文書の特定が不十分である。
- (3) 以上から、本件処分及び「公文書を保有していない理由」の提示は感染症法等の規定に抵触している状態であり、合理的でない。ひいては、各学校は地方公共団体である長崎県教育委員会が設置する学校であるから、地方自治法第 2 条第 16 項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」に抵触する状態である。よって、厚生労働省令に違反してその事務が行われているとは到底信じがたい。すなわち、二つの学校がそれらの所在地を所管する保健所に厚生労働省令で定められた資料を定期的に提出していないとは到底信じがたい。以上から、本件処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張する原処分を妥当とした理由は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件開示請求の内容は、大村高等学校及び大村工業高等学校について、「令和4年4月1日から同年6月30日までに生徒を対象に実施した結核健康診断に関し、県央保健所に同年7月11日までに提出した報告書資料」及び「令和3年4月1日から同年6月30日までに生徒を対象に実施した結核健康診断に関し、県央保健所に同年7月12日までに提出した報告書資料」である。

生徒の健康診断については、学校保健安全法施行規則第5条第1項に則って毎年度6月30日までに実施されているところである。一方、教職員の健康診断についても、学校保健安全法施行規則第12条で「学校の設置者が定める適切な時期」に実施することとなっていることから、ほとんどの教職員は6月30日までに生徒の健康診断と併せて受診している。

しかし、人間ドック受診対象年齢である教職員はその受診結果を健康診断の結果に代えることとしているため、6月30日以降にも随時検査が実施されており、その都度検査結果が対象の教職員から所属に提出される。

感染症法施行規則第27条の5第1項の報告は、同条に掲げる四つの事項を実施翌月の10日までに通報又は報告することと規定されていることから、大村高等学校においては、各年度分ともに教職員の結核検査結果が全て揃い、同条に掲げる四つの事項が全て確定した段階で生徒の結核検査結果とともに県央保健所に報告をしている。また、大村工業高等学校においては、各年度分ともに4月から8月実施分（生徒全員及び教職員の一部）について9月に県央保健所へ報告を行い、その後、9月以降実施分（残りの教職員）について未報告者全員の結核検査結果が確定した段階で県央保健所へ報告している。

したがって、これら2校について、令和4年度分については令和4年7月11日までに、令和3年度分については令和3年7月12日までに県央保健所に提出された報告書が存在しないため、不開示決定（公文書不存在）とした。

2 審査請求の趣旨及び理由について

審査請求人は、生徒の健康診断は法令に基づき、令和4年度分は令和4年4月1日から同年6月30日までに、令和3年度分は令和3年4月1日から同年6月30日までにはそれぞれ実施されているものと考え、その結果については、令和4年度分は令和4年7月11日までに、令和3年度分は令和3年7月12日までにはそれぞれ報告文書が作成され県央保健所に提出されているはずであるから、報告文書は存在するはずであり、よって、行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める旨主張する。

しかしながら、前述したとおり、大村高等学校においては、各年度ともに「人間ドックにより検査を受けた教職員の結果が全て揃い、報告すべき事項が全て確

定した段階で生徒の結核検査結果とともに県央保健所に報告」をしており、また、大村工業高等学校においては、各年度ともに「4月から8月実施分（生徒全員及び教職員の一部）について9月に県央保健所へ報告を行い、その後、9月以降実施分（残りの教職員）について未報告者全員の結核検査結果が確定した段階で県央保健所へ報告」をしていることから、令和4年度分については令和4年7月11日までに、令和3年度分については令和3年7月12日までに当該文書の作成及び提出をしていない。

したがって、審査請求人の主張は当たらない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 本件文書の保有の有無について

(1) 高等学校における健康診断について

高等学校における健康診断については、感染症法第53条の2及び感染症法施行令第12条により、結核に係る定期の健康診断を、職員については毎年度、生徒については入学した年度に行い、感染症法第53条の7及び感染症法施行規則第27条の5により、健康診断を行ったときは、同条第1項各号に掲げる四つの事項について、一月ごとにまとめ、翌月の10日までに、その健康診断を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に通報又は報告しなければならないとなっている。

また、学校保健安全法により、毎学年定期に生徒及び職員の健康診断を行わなければならないとなっており、学校保健安全法施行規則により、生徒については、毎学年6月30日までに、職員については、学校の設置者が定める適切な時期に行うものとなっている。

(2) 当審査会において、実施機関に改めて確認したところ、以下のとおりであった。

ア 感染症法施行規則では、検診を行ったときは、一月ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに報告することとされているが、「検診を行った」ということに関しては、「検診結果が出た」という見解を厚生労働省からいただいている。ただ、実際は、一月ごとではなく、集団がある程度終わってからまとめて報告するという取扱いをしている。そのため、前記第 4 のとおり、令和 4 年度分について令和 4 年 7 月 11 日時点で、令和 3 年度分について令和 3 年 7 月 12 日時点で、本件文書は存在しない。

なお、本件開示請求①（大村高等学校に係る令和 4 年度分）について、開示請求があった令和 5 年 1 月時点においては、まだ報告がなされていない状況であったため、本件処分 1 についてのみ「感染症法施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料を県央保健所に提出したという事実はありません。」と記載したものである。実際には、同年 2 月に令和 4 年度分として提出されているとのことであった。

イ 以上のことからすると、感染症法施行規則上の対応については格別、本件文書が存在していないという実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられない。よって、実施機関がこれを不開示決定（公文書不存在）とした本件処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、前記「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和5年6月5日	・実施機関から諮問書を受理
令和5年6月19日	・審査会（審査）
令和5年7月14日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和5年8月18日	・審査会（審査）
令和5年8月24日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
久部 香名子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長